をお受けします。

【情報館】•特にことわりのないものは5月2日月から申し込みを受け付けます。 •費用等の記載がないものは無料です。

東日本大震災救援物資の 受け入れ

市民の皆さんからの御厚意により、多くの救 援物資が集まっています。ご提供いただいた 物資は、順次埼玉県トラック協会のご協力によ り、被災地へ搬送しています。

- **受け入れ品目** ▶食料(日持ちするもので、手 を加えずにすぐ食べられるもの等)▶飲料水 (ペットボトル)
- ○未使用のもので箱単位に限ります。なお、受 け入れ品目等は被災地の状況により変更するこ とがあります。
- 受け入れ場所 ▶ 市役所 1 階コミュニティ推進 課(土・日曜日、祝休日を除く午前9時~午 後5時) ▶まちづくりセンター (祝休日を除 く午前9時~午後5時)
- ○生涯学習推進センターでの受け付けは4月11 日をもって終了しました。
- 問コミュニティ推進課☎2998-9083

公共施設利用の皆さんへ

これから夏に向けて電力需要の増加が見込ま れる中、必要に応じて公共施設の利用制限等を 実施することもあります。また、通常業務中で も公共施設では節電を実施しています。皆さん のご理解、ご協力をお願いします。

◆公共施設の夜間利用を再開

これまで公共施設では、計画停電の実施に伴 い「計画停電時」および、節電に協力する観 点から「午後5時以降」を休館としていました 午後5時以降の利用を再開しました。

◎災害避難者の受入場所になっている老人憩の 家とみおか荘は、当面の間、休館になります。

替が便利です。□座振替を希望さ

水道料金のお支払いは、

口座振

アでの収納事務

れる方は、ご連絡ください。

四水道部営業課

☎2921 - 1080

生まれた子に生計維持がある場合 でに申請が必要です。 害基礎年金の子の加算額を上回る 見直され、児童扶養手当額が、障 ことが可能となりました。 児童扶養手当 障害基礎年金の加算範囲拡大と 障害基礎年金の子の加算運用が

場合は、児童扶養手当を受給する す。なお、平成23年4月分まで遡 児童扶養手当の新規申請が必要で って受給するには、8月31日怺ま 障害基礎年金の受給権発生後に 児童扶養手当を受給するには、

固定資産税・都市計画税の 納税通知書を発送 毎年1月1日現在、

れます。 資産)を所有している人に課税さ する固定資産(土地・家屋・償却 固定資産税・都市計画税とは… 市内に所在

子の加算を行うこととなりました。

▼申請が必要な方

配偶者に障害年金の子の加算が

機関の本支店名・□座番号がわ 療受給者証②印鑑③振込先金融 者証または小児慢性特定疾患医 **閻**①特定(指定)疾患医療受給 かるもの (20歳以上の方は本人

委託内容

給水区域内の検針事務

収納委託

法人名等

アクアイースト㈱

念

木市上宗岡2-20-31☎048

475-1511)

検針委託

水道料金等の検針と収納委託

役所1階障害福祉課☎2998

9116へ直接

名義の口座)

を持参のうえ、

市

支払・納税証明書の交付のご相談 (航空公園駅東口から徒歩7分) 還付金の れておらず、児童扶養手当も受給 者に障害年金の子の加算が支給さ 当を受給してない方、または配偶 支給されている方で、児童扶養手 圆▼児童扶養手当…こども支援課 していない方 国民年金保険料の学生納付特例 20歳以上の学生で、 998-9095、所沢年金事 金加算改善法…国保年金課☎2 ☎2998-9124▼障害年 務所☎2998−5420

避難されている皆さんへ

国税に関するご相談、

東日本大震災で

きます。 民年金保険料の納付期限を延長で が一定額以下の場合、在学中の国 本人の所得

■年金手帳と学生証を市役所1階 ◎申請は年度ごとに必要です。 代理人による申請は、印鑑、 国保年金課またはまちづくりセ 代 当する方は、平成24年3月30日金

対市内に住所を有し、特定(指定) までに申請してください。 》見舞金の申請は毎年度必要です 当 · 障害児福祉手当 · 経過的福 を受けている方(所沢市重度心 性特定疾患医療受給者証の交付 疾患医療受給者証または小児慢 身障害福祉手当・特別障害者手 祉手当受給者を除く)

理人の身分証明書が必要です。

ンターへ直接

□国保年金課☎2998-9095

円の見舞金を支給しています。 ている方に、毎年度1回2万5千 県が指定した難病で治療を受け

知書・課税明細書をご覧ください。 ただくことになります。 □資産税課☎2998-9068 平成23年度難病患者見舞金 昨年と比較すると税額は… 納期限内納付にご協力ください 今年度の課税の詳細は、

あった場合でも年税額を納めてい なり、年の途中で所有者の変更が 所有者がその年度の納税義務者と 毎年1月1日現在の固定資産の

納める人は

当のお知

平成23年4月分以降の子ども手当は、22年度の子ど も手当と同じ条件で23年9月分まで支給されます。 なお、23年10月分以降の手当月額等は未定です。詳 細が決まりしだい改めてお知らせします。

- 対所沢市に住民登録している0歳児~中学3年生(満 15歳になった後の最初の3月31日を迎えるまで)の 子どもを養育している方
- ○所得制限はありません。

手当月額 子ども一人あたり13,000円

支給予定 **▶平成23年6月**…23年2月~5月分を支給 予定 > 23年10月…23年6月~9月分を支給予定

١	了在 >23年10月 ··· 23年 6 月 ~ 9 月 月 を 文和 了 定	
١	区分	申 請 手 続
	平成23年3月末日 までに、22年度子 ども手当の受給者 登録を所沢市にし ている方	申請手続を行なう必要はありません
	平成23年4月以降に、新たに所沢市に転入した方	転入・出生の翌日から15日以内に市役所2階こども支援課へ申請(郵送可)申請時に必要なもの ▶第1子出生および転入の場合 ①印鑑(認め印可)②申請者
	平成23年4月以降 に出生した児童を 養育している方	名義の預金通帳等口座番号が分かるもの③申請者の健康保険証(原本またはコピー) 第2子以降の出生の場合 ①印鑑(認め印可) ②申請書はmHPで入手できます。

◎公務員の方(独立行政法人等勤務者を除く)は、勤 務先で申請してください。なお、公務員でなくなった 方は、こども支援課で新規申請してください。

■問市役所2階こども支援課☎2998-9124へ直接

市税の夜間・休日納税窓口

公共下水道処理区域拡大に伴う縦覧

縦覧場所・圖市役所5階下水道維

持課☎2998−9211

に伴い関係図面の縦覧を行います。

5月6日金~19日休

5月20日

金から

処理区域の拡大

夜間…5月27日金、30日月、 31日火、6月1日水 午後5時~8時

休日…5月29日(日)

午前8時30分~午後5時 市税の内訳市・県民税、固

定資産税・都市計画税、軽 自動車税、事業所税等

○電話による納税相談も受け 付けます。

市役所2階収税課☎2998-9073

5月31日火は

■軽自動車税

■ 固定資産税·都市計画税(第1期)

の納期限です

- ▶納期内納付にご協力ください。 ▶ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内 に限る)、コンビニエンス・スト
- アでも納付できます。

法人名等 SMBCファイナンス

サービス㈱(港区三田3-5

委託内容 コンビニエンス・スト

27203-5444-1518)

5月8日(日)、22日(日) 午前8時30分~午後0時30分

◆市役所 1 階市民課

▶転入・転出・転居等による異動届の受付▶印 鑑登録▶各種証明発行▶住基カードの申請および 交付(電子証明書の取り扱いはできません)

- 問市民課☎2998-9087
- ◆市役所 1 階国保年金課
- ▶国民健康保険および国民年金の手続き
- 問国保年金課☎2998-9131 (国民健康保険 担当)、☎2998-9095 (国民年金担当) 【注意事項】
- ▶まちづくりセンター等の窓口は開設しません。
- ▶日曜日に休業の関係機関への問い合わせが必要 な業務は、手続きができないことがあります。
- ▶ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ▶転入・転出等の届出、各種証明書等の申請の際 には、本人確認をさせていただきます。
- ▶休日開庁で受け付けできる業務は限定されます。
- ▶詳細は、各担当課へお問い合わせください。
- 凡例…目日時 圆場所 図対象 屋定員 図内容 受持ち物 愛費用 闘講師 里申し込み 週問い合わせ 四ホームページ 前把市ホームページ 「広報紙ピックアップ」 図Eメール